

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 規 則 鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則(水産課)

◇ 告 示 家畜のブルセラ病検査等の実施(畜産課)

牛のブルセラ病検査等の実施(〃)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

保安林の指定の解除(三件)(造林課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出(水産課)

県道の区域の決定(道路課)

◇ 選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

◇ 公 告 二級建築士試験等の実施(建築課)

規 則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則(昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「年五パーセント以内」を「年四・八五パーセント以内」に改める。

第四条中「年三・〇パーセント」を「年二・六五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の規定は、昭和六十一年十二月二十二日から適用する。

3 昭和六十一年十二月二十二日前にこの規則による改正前の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾が行われている漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第百八十五号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、ブルセラ病検査、結核病検査、ニューカッスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査、腐蛆病検査、馬伝染性貧血検査及び炭疽予防注射を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定に基づき、対象家畜の所有者に対して検査又は注射を受けることを命ずる。

昭和六十二年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ニューカッスル病、ひな白痢、マイコプラズマ病、腐蛆病、馬伝染性貧血及び炭疽予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ブルセラ病検査及び結核病検査

(一) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で生後九十日を経過したもの及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

鳥取市、倉吉市、福部村、郡家町、八東町、若桜町、用瀬町、佐

治村、智頭町、気高町、鹿野町、羽合町、泊村、関金町、北条町、赤碕町、名和町、中山町、日南町及び江府町の区域

(二) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

米子市、境港市、国府町、岩美町、船岡町、河原町、青谷町、東郷町、三朝町、大栄町、東伯町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町及び溝口町の区域

(三) (一)及び(二)以外の牛で昭和六十二年四月一日以降放牧しようとするもの

2 ニューカッスル病検査

鶏

3 ひな白痢検査及びマイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

4 腐蛆病検査

みつばち

5 馬伝染性貧血検査

馬

6 炭疽予防注射

昭和六十二年四月一日以降放牧しようとする牛

四 実施の期日

昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで

五 検査又は注射の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

- 2 結核病検査
- ツベルクリン検査皮内反応
- 3 ニューカッスル病検査
- 臨床検査及びHI抗体検査
- 4 ひな白痢検査
- ひな白痢急速凝集反応
- 5 マイコプラズマ病検査
- 臨床検査及び急速凝集反応
- 6 腐蛆病検査
- 肉眼的検査及び細菌学的検査
- 7 馬伝染性貧血検査
- 寒天ゲル内沈降反応
- 8 炭疽^モ予防注射
- 炭疽^モ予防液皮下注射

鳥取県告示第百八十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十一条第二項の規定に基づき、牛のブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施する。

昭和六十二年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 実施の目的
- ブルセラ病及び結核病予防のため
- 二 実施する区域
- 県下全域
- 三 実施の対象となる牛の種類及び範囲
- 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛で生後九十日を経過したもの及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの
- 四 実施の期日
- 昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで
- 五 検査の方法
- 1 ブルセラ病検査
- ブルセラ急速凝集反応
- 2 結核病検査
- ツベルクリン検査皮内反応

鳥取県告示第百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、光徳土地改良区の定款の変更を昭和六十二年三月五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十八号

日野町が行う土地改良事業に係る三栗地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年三月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十二年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大羽尾字岩城谷四五〇・四五一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

漁港施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十二年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字小円道之巻 二二五四の一・白兔字小円道六九五の一（

以上二筆について次の図に示す部分に限る。

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十二年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字青谷字赤鯛五五四三の七から五五四三の九まで

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第百九十二号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八

条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十八条の二第二項に規定する同意を求めることについて、発起人になろうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出	事 項	漁業者調書の縦覧
発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	場 所
気高郡青谷町大字青谷一九五三 長 田 喜太郎 気高郡青谷町大字青谷二〇七二 長 田 晴 信 気高郡青谷町大字青谷一九五〇 遠 藤 正 一	夏泊加入区	期 間
	漁業の区分	
	漁業災害補償法 第一百四十二条 に掲げる漁業	
	御来屋加入区	
西伯郡名和町大字御来屋九六六 灘 本 勇 西伯郡名和町大字御来屋一〇九三 大 島 禮一郎 西伯郡名和町大字御来屋二二七一二 松 田 禎 之	御来屋漁業 協同組合	昭和六十二年三月十日 から同月二十四日まで

鳥取県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和六十二年三月十日から二週間鳥取県土木部道路課
において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉吉東郷自 転車道線	東伯郡羽合町大字上浅津字二ノ濱田 四四五―二地先から同郡東郷町大字 長和田字狐コロン一七七―一地先まで	三・〇〇 一〇〇・〇	一、六八六 〇
津山智頭八 東線	八頭郡智頭町大字八河谷字迎ヒ六三 九―一地先から同太字字ハテノ三九 〇―五地先まで	七・〇〇 三二・七	九四二・〇

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定
に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第

一項の規定により告示する。

昭和六十二年三月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の 所在地	届 出 年月日	備考
徳田忠義後援会	松本昇太郎	中山 義治	八頭郡河原町大字 佐貫一四二五―六	昭和六十 三年二月 三日	その他 政治 団体
西田春政後援会	西田 清	中山 義秋	八頭郡河原町大字 曳田一〇―一	昭和六十 二年二月 六日	"
田中守正後援会	前田 信正	壱岐 良一	八頭郡河原町大字 中井三三一	昭和六十 二年二月 十三日	"
官協愛之介後援 会	市田 弘文	山崎 祥雄	東伯郡大栄町大字 瀬戸四一四	昭和六十 二年二月 十七日	"
松本十三穂後援 会	保崎 仁	甲斐 晃	西伯郡西伯町大字 東町六九	昭和六十 二年二月 二十四日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づ
き、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同
法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年三月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県自動車整備支部	会計責任者の氏名	花原 栄	岡村 活三	昭和六十二年二月二十八日	政党の支部
浜木義郎後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市吉方温泉町三丁目一六三	鳥取市末広温泉町一六〇	昭和六十二年二月二十日	その他政治団体
広田きよじ後援会	代表者の氏名	池田 勝	伊藤 憲男	昭和六十二年二月三日	"
鳥取県中小企業政経協議会	会計責任者の氏名	尾崎 義人	山内大八郎	昭和六十二年二月四日	"
山口まさよし後援会	代表者の氏名	上田 勇	三島 卓治	昭和六十二年二月五日	"
広島了輔後援会	主たる事務所の所在地	境港市元町二九	境港市元町一九一	昭和六十二年二月十三日	"
田中ますと徳丸後援会	代表者の氏名	田中 謙一	古田 當高	昭和六十二年二月二十一日	"
岩見誠次後援会	主たる事務所の所在地	岩美郡岩美町大字浦富一〇三六一七	岩美郡岩美町大字岩本一一五二一一	昭和六十二年二月二十三日	"
芥木正一後援会	"	米子市石井一〇一	米子市石井八二四	昭和六十二年二月二十五日	"
玉木久夫後援会	"	八頭郡智頭町大字智頭一六四二一三六	八頭郡智頭町大字南方一一八三	昭和六十二年二月二十八日	"
"	会計責任者の氏名	石谷 卓郎	和田 進	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年三月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
陶山豊後援会	山崎 幸翁	陶山 三郎	東伯郡泊村大字池淵二一八七一	昭和六十二年二月五日	その他政治団体
木下金治後援会	山本 安雄	吉田 芳男	鳥取市野坂一九一	昭和六十二年二月十三日	"
松永元一後援会	野間 猛	太田 繁市	西伯郡淀江町大字淀江五一二一	昭和六十二年二月十四日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十二年三月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称	収入・支出の総額	収入総額	支出総額
陶山豊後援会	1	0円	0円
報告年月日 昭和62年2月5日			
(昭和62年1月25日解散)	2	0円	0円

政治団体の名称 松本元一後援会		政治団体の名称 木下金治後援会	
報告年月日 昭和62年2月14日 (昭和62年2月14日解散)		報告年月日 昭和62年2月13日 (昭和62年1月29日解散)	
1 収入・支出の総額		収入・支出の総額	
(1) 収入総額	213円	1 収入総額	0円
ア 前年繰越額	213円	2 支出総額	0円
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	213円		
2 支出の内訳			
経常経費			
備品・消耗品費	213円		
合 計	213円		

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、昭和62年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターが行う。

昭和62年3月10日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の期日及び時間
- (1) 学科の試験

- 昭和62年7月26日（日）午前10時から午後5時10分まで
- (2) 設計製図の試験
昭和62年9月27日（日）午前11時30分から午後4時まで
- 2 試験地
- (1) 学科の試験
鳥取市
- (2) 設計製図の試験
鳥取市
- 3 受験申込手続
- (1) 受付期間及び受付地
昭和62年4月20日（月）から同月24日（金）まで 鳥取市
昭和62年4月20日（月）及び同月21日（火） 米子市
- (2) 受付時間
午前10時から午後4時まで
- (3) 受験申込方法
受験申込書は、受付地に設ける受付場所に直接提出すること。
- 4 合格者の発表
昭和62年12月11日（金）頃
- なお、学科の試験の合格者については、昭和62年9月11日（金）頃発表する。
- 5 その他
詳細については、受験要領を鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所及び鳥取県米子土木事務所並びに財団法人鳥取県建築士会において、昭和62年4月18日（月）から配布するので、参照すること。